① 平成 29 年度の土対協要望に対する国交省の回答で「25 年調査においては、都道府県の回収率が国より 10%ほど高い状況となっています。」とあるが、25 年調査においては、国と都道府県で処理を分担した「会社以外の法人」の調査票回収率は国が 78.1%に対し、都道府県の平均は 72.2%と約 6 ポイント低くなっている。

会社法人については、資本金等の額が 1 億円未満の法人は回収率が 55.3%に対し、1 億円以上の法人は回収率が 66.7%と、全て国が担当したにもかかわらず法人の規模により回収率に大きな差が生じている。

25 年調査のデータを見る限りでは、規模が大きく、組織体制が整備された法人はコンプライアンス意識も高く公的な調査に協力的なため、回収率も高くなるものと推測される。都道府県の関与が回収率を向上させていると判断できる材料は見当たらない。

② 前述の土対協要望に対する国交省の回答で「(略)調査精度向上のためにも(略)調査体制の変更にあたっては、回収率の確保が重要な課題」とあるが、一方で国交省は平成 26 年 2 月に開催した「平成 25 年法人土地・建物基本調査都道府県担当者業務報告会」の配布資料に「督促等については国土交通省で一括して行っており、回収率の多寡は都道府県の業務状況とは無関係である」と明記しており、矛盾しているように思われる。